

# 平成28年度 事業報告書

公益社団法人民間総合調停センター

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当センターは、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

## 1 事業の概要

### (1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

### (2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

当センターに申立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

### (3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当センターの存在を広く市民に認知していただくための事業

## 2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

### (1) 概要

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）であり、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施した。

### (2) 和解あっせん手続・仲裁手続

①和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛

争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする  
手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもの  
で、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続で  
ある。（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をい  
う。）。

③ 平成 28 年度は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の事業期間に  
合計 153 件の申立て（和解あっせん事件 152 件、仲裁事件 1 件）を受理  
し、平成 25 年度からの継続事件 1 件を含む 157 件が終結した。

④ 終結事件の内訳を見ると、和解契約または仲裁判断により、成立した事  
件は 54 件（34.4%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立  
となった事件は 48 件（30.6%）であり、不応諾で終結した事件は 55 件  
（35.0%）であった。

### （3） 和解あっせん手続・仲裁手続の費用

和解あっせん手続及び仲裁手続の手数料は、申立時に申立手数料として、  
1 件 10,000 円及び和解等成立時に、成立手数料として 15,000 円より納付  
してもらうところ、平成 28 年度の申立手数料収入は 116 万 8000 円、成立  
手数料収入は 163 万 9500 円であった。

### （4） 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

和解あっせん人及び仲裁人に対しては、期日報酬として、期日 1 回につ  
き 5,400 円、成立した場合には、成立報酬として、一人につき 21,600 円を  
支払うところ、平成 28 年度の期日報酬は、426 万 6000 円、成立報酬は、  
349 万 9200 円であった。

### （5） 申立補助制度の受付担当者に対する報酬

当センターへの申立てを検討し、または希望する方に対し、手続の概要の  
説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行う申立補助制度  
を毎週火曜日及び金曜日の午後 1 時から午後 3 時まで実施している。受付担  
当者に対しては、報酬として 1 回につき 5,400 円を支払うところ、平成 28  
年度の報酬は、72 万 3600 円であった。

### （6） 震災 ADR 体制の検討

東日本大震災に伴う紛争については、原発 ADR（原子力損害賠償紛争解  
決センター）などの ADR を活用した紛争解決が図られ、終息し始めている  
が、大阪及び関西の地で阪神大震災及び東日本大震災と同規模以上の震災が  
発生した際に、両大震災時以上に迅速に紛争解決が行われる体制が整ってい  
るとは言い難く、各種専門家が協働する総合型 ADR として、過去の経験を  
踏まえ、迅速に様々な紛争解決に向けた体制整備の方策等を検討したが、具

体的な体制整備までには至っていない。

(7) ハーグ条約に関するADR対応

国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）を批准したことによる「ハーグ条約に関するADR手続」における問題点等についての方策を検討した。

具体的には、本案件に対応できる受理手続等担当者候補者を増員するべく、運営委員の増員について検討した。

3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

(1) 調査・研究等

当センターが入会している一般財団法人日本ADR協会には、同協会の理事、ADR調査企画委員会委員として、当センターの理事、運営委員会委員を派遣し、同協会の各種活動に協力した。

また、当センターの参加団体会員に対する研修会へ講師を派遣するなどした。

(2) 和解あっせん人等候補者研修

和解あっせん人・仲裁人候補者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに当センターの参加団体会員も対象として、下記のとおり、研修を実施した。

日程	研修テーマ	講師
5月20日	平成27年度事件実施状況・解決事例紹介	大阪弁護士会 井上 計雄 氏、濱田 雄久 氏 大阪府建築士事務所協会 藤井 博伸 氏 医師 河 敬世 氏
7月22日	宅地建物取引士が関与した当センターにおける成立事例紹介	大阪府宅地建物取引業協会 高山 義男 氏、北井 孝彦 氏、 西島 義久 氏、柴田 潤夫 氏、 森岡 真一 氏
9月30日	相続にみる空き家問題・司法書士による相続登記手続きについて	大阪司法書士会 沖 健補 氏、寺西洋子 氏
11月16日	建築事案における解決事例と建築士の役割	大阪府建築士会 水谷 敢 氏
1月30日	平成29年 旬の労務管理・社	大阪府社会保険労務士会 岩井 真規 氏

	会保険のポイント	
3月3日	A D Rによるハーグ条約事件 (子の連れ去り等)の解決の実 例	大阪弁護士会 内山 由紀 氏、黒田 愛 氏、 高瀬 朋子 氏、濱田 雄久 氏

#### 4 広報活動事業（公1-3）

平成28年度は、ADR及び当センターの広報として、ホームページの運営管理、リーフレット及び当センター成立事例集の関連団体への配布を行ったほか、次の広報を実施した。

(1) 消費者問題専門情報誌『消費者情報』への解決事例の掲出

解決事例を年間5回（4月号、6月号、9月号、11月号、1月号）掲載し、購読者である消費生活専門相談員への周知をはかった。

(2) 消費者問題専門情報誌『消費者情報』への協賛広告の掲出

「消費者情報」11月号に、協賛広告として、1/2頁カラー広告を掲出した。

(3) うちわ

うちわを9千本製作し、配布した。

(4) 大阪市営地下鉄広告

大阪市営地下鉄御堂筋線の車両内のつり革に、掲出期間9ヶ月で掲出した。

(5) 大阪市役所内モニター広告

大阪市役所本庁内の案内モニターへの広告を、配信期間11ヶ月で配信した。

#### 5 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項については、当事業報告書に含まれているため、事業報告の附属明細書の作成を省略している。

以 上